

岩国市告示第 69 号

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成 12 年総理府令第 15 号)別表の備考に規定する区域の区分を次のとおり定めたので、告示する。

平成 23 年 4 月 1 日

岩国市長 福 田 良 彦

区域の区分	該 当 地 域
a 区域	特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定に関する告示(平成 23 年岩国市告示第 66 号)により指定された地域(以下「指定地域」という。)のうち、時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準に関する告示(平成 23 年岩国市告示第 67 号。以下「告示」という。)により定めた第 1 種区域並びに告示により定めた第 2 種区域のうち第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
b 区域	指定地域のうち、告示により定めた第 2 種区域(第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域を除く。)
c 区域	指定地域のうち、告示により定めた第 3 種区域及び第 4 種区域

備考 第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域とは、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域をいう。